

栃木市監査委員告示第18号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、
栃木市長から監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があつ
たので、同項の規定により公表します。

令和2年11月5日

栃木市監査委員 藤 沼 康 雄

栃木市監査委員 入 野 登志子

- 1 監査の種類 定例監査（財務監査及び行政監査）
- 2 監査の期間 令和2年8月7日から令和2年8月26日まで
- 3 監査の対象 財務部
- 4 措置の内容 次のとおり

監 査 対 象	財務部
監査結果報告日	令和2年10月9日付け 栃市監第46号
措置結果通知日	令和2年10月16日付け 栃市総第144号
監 査 結 果	<p>指導事項（市民税課）</p> <p>各種証明書の郵送申請の際、手数料として納付される定額小為替の取扱いについて、申請件数と保管している定額小為替に誤りはないかが確認できる帳簿類を備えておらず、チェック体制等の内部統制が有効に機能しているとは認められない。</p>
措 置 内 容	<p>証明書交付件数及び手数料の集計表に郵送件数と郵送証明手数料の項目を加え、保管している定額小為替の金額に誤りがないかを確認できるようにする。</p> <p>また、換金を月締めで行い、月単位での管理を行う。</p>